

第5回熊本市・益城町

合併協議会が開催されました



熊本市と益城町の第5回合併協議会が2月20日、KKRホテル熊本で開催されました。第4回で提案された総務関係事業、経済振興関係事業、都市建設関係事業の協議項目3件が協議され、土地改良区運営補助金が継続審議となり、残りの協議項目については、原案どおり承認されました。また、「新市の主要施策について」の協議項目の追加議案と一部事務組合等の取扱い、健康福祉関係事業、子ども未来関係事業などの6件の協議項目が提案され、次回協議することとなりました。

◆ 承認された項目 ◆

商店街振興事業について、街路灯維持費補助は、熊本市の例に統一する。その他の補助事業は、新市の事業として継続する。

❖商店街の街路灯については、熊本市は電気料の一部（補助率20%）を補助し、益城町は損害保険料の一部（定額25万円）を補助している。

❖その他の補助事業

・商店街活性化特別支援事業

商店街が実施する集客や販売促進等を目的としたイベント事業や研修事業・ビジョン策定事業に対し、事業費の一部を助成する。

・商店街ふれあい空間開設事業

商店街等が行う空き店舗を活用した各種事業や来街者の利便性向上のための施設整備に対し、事業費の一部を助成することにより、商業集積としての魅力を高め、賑わいのある商店街づくりを支援する。

・商店街共同施設補助

カラー舗装、街路灯の設置等環境整備などに対して助成を行う。

◎協議第23号 都市建設関係事業について（その1）

道路照明灯の整備・維持管理については、熊本市の例に統一する。益城町に既に設置してある道路照明灯は熊本市に引き継ぐ。

下記の事業については、熊本市の例に統一する。

- ・新規道路の認定
- ・道路占用料

私道の整備については、新市の事業として継続する。

❖熊本市では、一般交通の用に供している私道の整備工事または、補修工事を行う者に対して補助金を交付しています。

◎協議第16号 総務関係事業について（その1）

防災無線については、固定局は現行の防災行政無線を継続利用する。移動系は周波数変更が可能な機器は従来どおり使用し、変更不可能な機器を買い替える。また、本庁との連絡は、各総合支所と同様に広域業務用無線で行う。

下記の事業については、熊本市の例に統一する。

- ・消防補助金等
- ・非常備消防（消防団）

◎協議第22号 経済振興関係事業について（その1）

農業振興地域整備計画変更については、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。

❖平成23年度以降に熊本市は見直しを行う予定。

認定農業者協議会については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。

下記の事業については、熊本市の例に統一。

- ・基盤整備事業
- ・単県土地改良事業

❖基盤整備事業

益城町では、暗きよは排水補助の実績しかなく、熊本市では、農業排水施設、農道整備、区画整理、農業用水施設についても補助の実績があり、地元負担も益城町より低くなっている。

企業立地促進事業については、熊本市の例に統一する。ただし、益城町の条例・要項に基づき指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。

問い合わせ先

役場企画財政課市町村合併係

☎286-3111 内線233・234

熊本市・益城町合併協議会事務局

☎328-2067